

告訴状（C） 日本国への責任問題

1. 正しく裁判を運営できない司法は、日本国に司法権を返さないといけない。
2. 責任問題は日本国に対しても発生して、日本国そのものを統治する、司法権を統べる最高裁判所、立法権の国会、行政権の内閣と総理大臣、すべてに及ぶ。
3. 裁判所法第5条によると、最高裁判所の裁判官は14人であり、最高裁判所長官も含まれる。
4. 312号事件の上告において、高松高等裁判所と東京地方裁判所、つまり裁判所によって裁判進行が異なることは憲法違反だと明記されている。
5. 312号裁判官が訴えられていることも明記されている。
6. そのすべてが棄却では、最高裁判所ぐるみの隠蔽だと疑われる。
7. 高等裁判所の隠蔽を、最高裁判所の裁判官はわかっていたらう。
8. 地方裁判所の裁判官が逃亡して、
9. 高等裁判所の裁判官が集団隠蔽して、
10. 最高裁判所の裁判官が見逃した。
11. これでは、最高裁判所ぐるみの隠蔽だと疑われても仕方ない。
12. 上告を調べた最高裁判所の裁判官5人には隠蔽の疑惑があるまま司法制度の不備で保身されるに過ぎず、これでは最高裁判所は腐敗と墮落のシンボル。
13. 高松地方裁判所における調書改竄など、高松高等裁判所における集団隠蔽など、徳島地方裁判所における民事訴訟法違反など、監督責任により、最高裁判所の裁判官5人と最高裁判所長官は引責するのが当然。
14. 残った裁判官9人あるいは8人では、最高裁判所の処理能力は半減する。
15. 裁判官・書記官・法務局局員、ただの責任逃れ、だれも自首も告発もしない。
16. 発覚するまでは偽造に共謀に隠蔽、腐敗して墮落した司法を解体するのは当然で、行政権の総理大臣が後始末をしないといけない。

1. 責任問題

裁判所法第39条と第40条にある、裁判官などへの、内閣の指名に基いて天皇が任命、内閣による任命、天皇による認証。

天皇に責任問題は発生しないと考えられます。

天皇を被告とする訴訟1206 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることを鑑み、天皇には民事裁判権は及ばない。最判平元・11・20

1. 行政権の内閣が、司法権の裁判官を指名・任命・認証している以上、行政権が司法権を上回る。実際に、裁判官といえども国家公務員。
2. 選挙で選ばれる議員は、国民の信任を受けている。だが裁判官は試験に通っただけでしかなく、国民の信任を受けていない。それが議員と同様に、国家制度の双璧となり、裁判官個人が国家権力を発効させることができ、その地位は定年まで安定していることは、特権階級を作っているのと同じで、腐敗するのは当然で、制度上の不備がある。

2. 後始末

A) 司法自身が司法を洗濯しないので、行政権が後始末をしなければならない。

B) それ以外、いまの日本国には、制する制度がない。

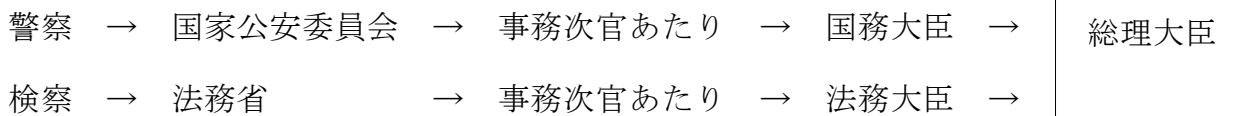
1. 地方裁判所の犯罪を隠蔽した高等裁判所は、裁判の三審制を破壊しきっており、解体するしかない。
2. 高松高等裁判所が解体されている間、最低限の司法処理は行わなければならないので、東京高等裁判所や最高裁判所などの臨時支部を設置するしかない。
3. 逮捕される裁判官が担当した裁判に対して、再審請求が発生した場合、時効などは考えずに無条件で受けるしかなく、訴訟費用の総ては国家負担となる。
4. しかし同時に、当事者のもう片方は明らかな不利益を被り、そしてこのことは解決できない。

3. 逮捕での混乱

1. 警察・検察が、裁判所に踏込んで裁判官を逮捕すれば、裁判所の機能などに問題は発生するが、それは立法権の国会と、行政権の内閣が考えること。
2. 責任問題は、日本国そのものを統治する、司法権を統べる最高裁判所、立法権の国会、行政権の内閣と総理大臣すべてに及ぶ。
 - 裁判所と裁判官に悪用された欠陥法律を作って渡しているのは、立法権がある国会なので、責任問題が国会に発生する。
3. 単なる取り決めでしかない裁判所法と、簡単に悪用された民事訴訟法と民事訴訟規則は、造り直して、なおかつ統合して実効させる必要がある。

4. 最初の取り仕切りは、地方の警察や検察では不可能に近い

こういう時だけは官吏のトップの事務次官あたりも、大臣に判断を委ねるだろう。



1. 現場は、香川県、徳島県、東京都の3つで、捜査本部の設置さえ困る。
2. 捜査の過程で、様々な許可を裁判所から得ないといけないが、それさえ支障をきたすことが予測され、警察捜査も難儀する。
3. やはり日本国の代表である、行政権の内閣の総理大臣が、最初の取り仕切りをしなければいけないだろう。

そのほか。弁護

弁護をするのは、弁護士などの仕事です。

しかし、司法制度を悪用していた裁判官などを行政権の警察は罪を問えますが、司法権では弁護できない理屈です。

司法制度と司法権は違います。

司法制度を悪用して、司法権を濫用していたので、司法権は剥奪されています。

日本人だからと、日本国にあるすべての権利を持っているわけではありません。
実際どうなるかは知りませんが、法律と制度を悪用していた裁判官などの弁護を、
法的にどうするのかとは思います。

そのほか。理想論的な民事裁判の改正

裁判官による不正は論外ですが、民事裁判には井戸端会議の面が強くあります。
そうして民事訴訟法や民事訴訟規則もお座なりになりがちで、それが注目される時
は、最高裁判所への上告と、悪用される時、この2つに限られているのが現状です。
逆に言えば民事訴訟法を知らなくても、誰でも民事裁判を提訴できるのが民事裁判
のいいところですが。もちろん裁判をしないのが一番ですが。

刑事告訴は告訴状も不要です。実際には必要でしょうが、告訴状は不要だと刑事
訴訟法に明記しておかないと110番通報できない理屈になります。

- 110番通報＝刑事告発あるいは告訴です。
- 110番のイタズラ電話は虚偽告訴罪です。逮捕されて有期刑になる重罪です。

民事裁判において、訴状が出されて、それに対する答弁書が出されるまでは同じ
でしょう。それらを書記官は独自に管理します。つまり一事件の原本が、訴状・答
弁書・裁判所管理の3つある状態です。これは直した方が良いでしょう。

訴状と答弁書の提出まではともかく、その次、裁判所は争点一覧表でも作ればい
いかと思います。うまく争点一覧表を作れたら、開廷の度に争点一覧表を更新して
いけば、調書(履歴)、どの期日に何をしたか、裁判の流れ、すべて克明に解ります。

- ◇ 理想的な一案ですが、つまりは弁論前の争点整理であり、実現できます。
- ◇ 高松地方裁判所の調書改竄も高松高等裁判所の調書偽造も、構造的に防げます。
- ◇ 裁判所、特に書記官の事務仕事はかなり増えますが、開廷数は減るでしょう。

告訴状(C) 日本国への責任問題

以上